

# 総務委員会協議会

期日:令和3年3月1日(2日) 分科会終了後

場所:第1(2)委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 副市長挨拶

4 協議・報告事項

(1) 公用車の事故防止対策について 資料No.1

(2) 飯田市における行政手続の押印、署名及び記名の見直しについて 資料No.2

(3) 2050年いいだゼロカーボンシティ宣言について 資料No.3

(4) 飯田市駐車場整備事業経営戦略策定について 資料No.4

議会の自律的な運営事項（執行機関側職員は退席）

(5) 所管事務調査に基づく政策提案について

5 閉 会

## 公用車の事故防止対策について

総務部総務文書課

公用車の事故については、平成30年度に事故件数が急増したことから、各部署において職員一人ひとりが安全運転宣言を掲げ、事故ゼロチャレンジを実施したほか、交通安全講話の実施、ドライブレコーダーの設置などの事故防止対策を実施している。令和元年度は事故件数が減少したが、今年度は、10月、11月の2カ月間に11件の事故が発生したこと、また、会計年度任用職員及び委託業務職員によるものが増加していることを重く受け止め、これらの職員を対象とした安全運転講習会を12月に開催し、安全運転の徹底を図ったところである。

公用車の事故については、あらためて全職場において職員一人ひとりが安全運転に対する意識を高め、事故防止に取り組む必要があると認識している。

## 1 部局別事故件数の推移

部局名	事故件数								R3.1 管理 車両台数
	H28	H29	H30	R1	R3.1	合計	自損事故	賠償事故	
総務部	1(1)	4(3)	1(1)	3(3)	2(1)	11(9)	7(6)	4(3)	39
総合政策部	0	0	1(0)	0	0	1(0)	1(0)	0	0
リニア推進部	1(0)	0	0	0	0	1(0)	1(0)	0	4
市民協働環境部	1(1)	3(2)	5(5)	1(1)	3(3)	13(12)	9(9)	4(3)	53
健康福祉部	5(4)	2(1)	6(5)	1(1)	3(1)	17(12)	12(9)	5(3)	56
産業経済部	2(0)	1(0)	3(0)	1(0)	2(1)	9(1)	7(1)	2(0)	26
建設部	2(1)	1(0)	2(0)	1(0)	1(1)	7(2)	4(1)	3(1)	49
上下水道局	0	0	0	3(0)	2(2)	5(2)	4(1)	1(1)	35
市立病院	4(1)	1(0)	4(1)	3(1)	3(0)	15(3)	13(3)	2(0)	38
市長公室	0	0	1(0)	0	0	1(0)	1(0)	0	2
危機管理室	0	0	1(1)	1(1)	2(2)	4(4)	4(4)	0	84
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2(0)	3(1)	5(5)	3(1)	7(7)	20(14)	12(9)	8(5)	74
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	18(8)	15(7)	29(18)	17(8)	25(18)	104(59)	75(43)	29(16)	461

※事故件数のうち（ ）内の数は会計年度任用職員及び委託職員並びに消防団員による件数

## 2 事故の状況・原因

平成28年度から令和2年度中の事故104件について、事故の状況と原因について相関関係を示したもの。

原因 状況	安全確認 不足	危険予測 不足	操作ミス	わき見	スリップ	信号見 落とし	計
バック時	32		1				33
直進中	3	2	4	6	1		16
右左折時	12		2		1		15
発進時	13		1				14
交差点走行中	2	6				1	9
すれ違い時	6	2					8
カーブ走行中	3	1	1		2		7
停車時	2						2
合計	73	11	9	6	4	1	104
事故原因の割合	70%	11%	9%	6%	4%	1%	100%

- ・バック時に周囲の安全確認が不十分なため、塀、支柱、車などに接触する事故が最も多い。
- ・直進中に地図や書類を見ていた、車内の落としものに気を取られた、などのわき見運転による事故や、障害物などをよけた際の急ハンドルによる事故がある。
- ・右左折時に安全確認不足により障害物や車両に気づかずに接触、衝突する事故が多い。
- ・発進時に車両の死角にある縁石や支柱などに気づかず、車体をぶつけてしまう事故が多い。
- ・交差点走行中に安全確認や危険予測が不十分なため衝突する事故が多い。
- ・すれ違い時に道幅の狭い箇所ではガードレールや電柱などに接触する事故が多い。
- ・カーブ走行中は見通しが悪い場所での接触、衝突事故、降雪や路面凍結によるスリップ事故がある。

### 3 事故防止対策

#### (1) 交通安全講話

- ・事故原因の傾向として安全確認不足や危険予測不足による事故が多いことから、危険を予測した運転をテーマに7月、11月に実施し、参加できない職員への対応として講話の内容をビデオに録画し情報を共有。
- ・週に1日以上公用車を運転する会計年度任用職員、委託業務職員（マイクロバス運転、給食運搬、文書配達、スクールバス運転、送迎車両運転）を対象に安全運転講習会を12月に実施。

#### (2) 事故を起こした職員に対する安全運転研修の実施

公用車による重大事故を起こした職員に対し、運転についての再認識、再確認のため、自動車学校において運転適性検査、運転技能診断、運転実習等による安全運転研修を実施。

#### (3) 安全運転啓発

- ・職員一人ひとりによる安全運転宣言書を職場内に掲示。
- ・公用車を運転する際に所持または車内に掲示する安全運転カードの配布。
- ・職員が公用車を運転しているという意識を持つための安全運転宣言車シールの貼り付け。

#### (4) ドライブレコーダーの設置

運転者に対する安全運転への意識づけや、事故状況の把握のため、消防車、緊急車両、作業用車両、原付バイクを除く日常的に使用する公用車325台のうち、平成20年初度登録以降の車両218台についてはドライブレコーダーを設置しており、車両の更新時には設置を義務付けている。（設置率67%）

#### (5) ドライブレコーダーの事故映像の活用

新たな取り組みとして、ドライブレコーダーに記録された実際の事故映像を庁内掲示板への掲載や交通安全講話の資料として活用し、事故の状況や原因を共有することで事故防止の意識を高める。

### 4 事故削減目標

事故ゼロを目標に全庁をあげて無事故を目指しているが、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入する県内18市（安曇野市を除く）における、平成28年度から令和元年度までの共済加入台数に対する事故支払い件数＝事故発生率では、令和元年度の県内平均が6.4%に対し、飯田市は4.6%である。

近年の県内最小の事故率の平均が3%台であることから、飯田市では3%台（年間件数18件以下）となることを目標として、事故削減に取り組む。

	H28	H29	H30	R1
県内最小の市	3.4%	4.3%	3.6%	2.4%
県内最大の市	10.4%	11.8%	13.0%	14.6%
県内18市の平均	6.0%	6.9%	6.8%	6.4%
飯田市（県内順位）	3.9%（4位）	4.3%（1位）	6.9%（11位）	4.6%（6位）

※1件の事故における共済金の支払いが対物共済、車両共済となった場合は件数を2件とする。

※飛び石によるガラスの破損や原因不明の傷による車両共済の支払い件数を含む。

## 飯田市における行政手続の押印、署名及び記名の見直しについて

総務部総務文書課

- 市民等の利便性を高めるため、飯田市（市議会及び市長以外の執行機関を含む。）が市民等に提出を求める全ての申請書等の押印、署名及び記名について、別に定めた「見直しの指針」の判断基準に基づき見直し、認印については原則押印廃止とする。
- この指針に基づき各課等において3月中に見直しの判断を行い、順次申請書等への反映を行い、6月末までを目途に行政手続の押印、署名及び記名の見直しを終了させる。

## 1 背景

- (1) 国では、国民の利便性の向上や負担の軽減等、更には今般のコロナ過において人と人との接触を減少させることをねらいとして、国及び地方公共団体における行政の事務（行政手続及び内部手続）についてデジタルによる方法で完結できるよう、これまでの書面による方法から変更することを推進している。
- (2) 国は、当該デジタルによる方法での完結の推進策の第一歩として行政手続の押印の省略ができるよう、法令等の改正に取り組んでおり、地方公共団体に対しても令和2年12月に「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を示し、国と同様にまず初めに行政手続における押印の見直しを進めることを求め、その先に行政手続及び内部手続がデジタルの方式により完結できるように取組を進めるよう求めている。

## 2 国の「地方公共団体における押印見直しマニュアル」の判断基準

## 基準1 押印を求める合理性の有無の確認（合理性がないものは押印が不要）

理由	判断のポイント
本人確認（文書作成者の真正性の確保）	本人確認の方法は、押印以外にも多数存在する。
文書の作成の真意の確認	本人確認がされた者からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書の内容の真正性の担保	内容の真正性は、押印のみにより評価されるわけではなく、手続全体として評価される。

↓ 【押印を求める合理性がある場合】

## 基準2 押印の代替手段の有無の確認（代替が可能であれば押印が不要）

主な代替手段として

- ・オンライン申請 既存システムの利用、IDやパスワードによる認証等
- ・メール申請 利用アドレスの登録等
- ・窓口又は郵送申請 運転免許証、マイナンバーカード等の写しの提出

↓

代替が不可能である場合は、押印を存続

○国の押印を求める合理性についての考え方

- (1) 認印に代表される登記又は登録された印でないものの押印は、本人確認の手段として効果は大きくないため、基本的に廃止する。
- (2) 登記又は登録された印の押印を求めているものでも、印鑑の証明書の提出を求めているため印影の照合ができない場合には、押印を求めることを見直す。
- (3) ただし、厳格な印影の確認が必要な場合については、印鑑の証明書の提出を求めることも考えられる。
- (4) 印鑑の証明書の提出を求めているものであっても、その必要がないものと認められる場合には、その提出も併せて見直すことが考えられる。

### 3 飯田市における行政手続の押印、署名及び記名の見直し指針の概要

- (1) 当該指針は、国が作成した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」の内容を踏まえて定める。
- (2) 押印見直しは、市民等の利便性を高め、行政手続のオンライン化へとつなげる端緒となる取組とする。

#### 判断基準1 押印を求めるもの

- (1) 地方自治法第234条第5項の規定により、契約書を作成する際に記名押印が義務付けられている契約書等
- (2) 国及び県の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているもの
- (3) 登録印（個人が登録した印鑑:実印）又は登記印（法人が登録した印鑑:代表者印）を求め、印鑑証明書と照合するもの

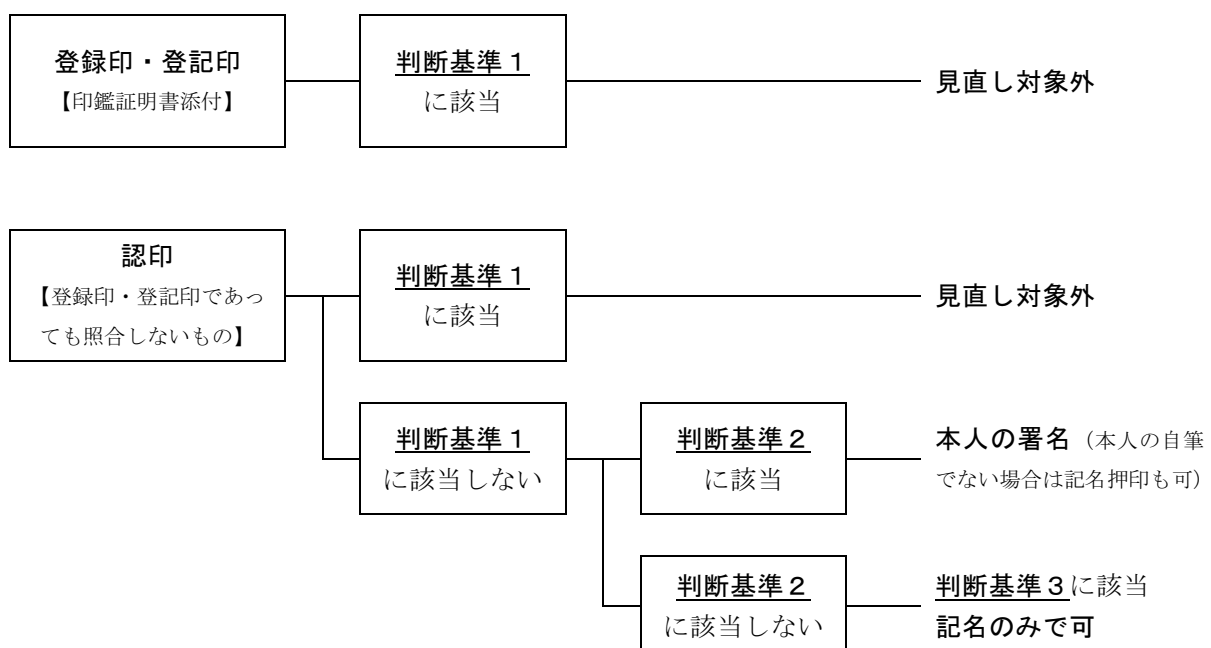
#### 判断基準2 署名を求めるもの

- (1) 国及び県の法令、条例、通知等により署名が義務付けられているもの（署名又は記名押印の選択としているものを含む。）
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
- (3) 個人、個人事業者及び法人格のない団体については、本人又は団体の代表者が署名しない場合には記名押印も可とする。

#### 判断基準3 記名のみで良いもの

本人の意思による申請であることを押印又は署名により担保する必要性がないもの

#### (参考) 申請書等の押印見直し判断フロー



### 4 市民等への周知

市民等への周知は、見直しの状況を踏まえ、わかりやすいものとする。

## 飯田市における行政手続の押印、署名及び記名の見直し指針

令和3年2月

個人及び事業者が市（市議会及び市長以外の執行機関を含む。）に対して提出する申請書等において、氏名欄の押印、署名及び記名について、次の判断基準により見直しを実施する。

### 1 署名及び記名の定義

- (1) 署名 自己の氏名を自筆により記すことをいう。
- (2) 記名 印字、代筆その他方法を問わず氏名を記載することをいう。

### 2 見直しの判断基準について

#### 判断基準1 押印を求めるもの

- (1) 地方自治法第234条第5項の規定により、契約書を作成する際に記名押印が義務付けられている次の契約書等
  - ア 個人、法人等の人格を問わず全てのもの
  - イ 契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているようなものを含む。
  - ウ 契約書の規定に基づく補助金の申請書、口座振替（送金）申請書、委任状、請求書、領収書等を含む。
  - エ 金額等の要件により契約書の作成が省略した場合における請書や請求書を含む。
  - オ 当市が行う競争入札に参加する者が提出する入札、見積、契約の締結、代金の請求又は受領に係るもの
  - カ 当市が交付する補助金に係るもの
- (2) 国及び県の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているもの
  - ア 国や県に限らず当市以外の組織又は団体から押印が義務付けられているものを含む。
  - イ 国及び県の法令、条例、通知等により押印が義務付けられている請書、委任状、請求書、領収書等を含む。
- (3) 登録印（個人が登録した印鑑：実印）又は登記印（法人が登録した印鑑：代表者印）を求め、印鑑証明書と照合するもの

#### 判断基準2 署名を求めるもの

- (1) 国及び県の法令、条例、通知等により署名が義務付けられているもの（署名又は記名押印の選択としているものを含む。）
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
  - ア 行政処分に係る様々な手当等の支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれのあるもの。なお、口座の振込先が、本人のものに限られる場合を除く。
  - イ その他、許可の申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの
  - ウ 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの。
- (3) 個人、個人事業者及び法人格のない団体については、本人又は団体の代表者が署名しない場合には記名押印も可とする。
- (4) 署名された申請書を訂正する場合は、訂正した部分に署名することとする。

#### 判断基準3 記名のみで良いもの

次に掲げる本人の意思による申請であることを押印又は署名により担保する必要性がないもの

- (1) 施設の利用申込み、閲覧又は縦覧の申請書など申請する者が不特定の者であり、押印や署名を求めて本人の意思によるものであることを担保する必要性がないもの
- (2) 届出事項の変更など単に事実や状況を把握することのみを目的としているもの

「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」(案)  
～環境文化都市宣言に基づきゼロカーボンを目指す共同声明～

人類の喫緊の課題となった地球温暖化は、飯田市においても、猛暑日の増加、度重なる豪雨や猛威をふるう台風の襲来などからも、肌身をもってその脅威を感じる状況になっています。

2015年に国連において日本を含む全加盟国によって採択された2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールであるSDGs「持続可能な開発目標」と、同じく同年に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」は、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

このSDGsでは、「我々は、地球を破壊から守ることを決意する」「我々は、地球を救う機会を持つ最後の世代になるかもしれない」と明言しています。

飯田市では、1997年に、地球環境の保全に関する施策を講じ環境の保全に関する国際協力の推進に努めることを定めた「飯田市環境基本条例」を施行し、2007年には、「環境文化都市宣言」を行い、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓いました。2009年には、国から「環境モデル都市」に選定され、以来温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げた取り組みを全国に先駆けて行ってきました。

そして、私たちは、今改めて、直面している地球温暖化という課題に正面から向き合い、地球を守り、次の世代に引き継いでいくことを決意し、私たちの暮らしの持続性を確かなものとし、私たちの飯田市と我が国における社会経済活動の持続性、人類の生存の持続性をめざして、地球温暖化対策を「環境文化都市」実現における重要な取組として位置付けて進めていかなければなりません。

以上の背景と趣旨をもとに、2050年までに飯田市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、それを実現するための市民生活、事業活動、行政施策などを、市民、事業者、行政などが協働して地域ぐるみで力強く進めていくことを誓い合い、ここに、「ゼロカーボンシティ宣言」を行います。

2021(令和3)年3月 日

飯田市議会議長

飯田商工会議所会頭

飯田市長

(市民)

(事業者)

(行政)

「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」(案)  
 ～環境文化都市宣言に基づきゼロカーボンを目指す共同声明～

人類の喫緊の課題となった地球温暖化は、飯田市においても、猛暑日の増加、度重なる豪雨や猛威をふるう台風の襲来などからも、肌身をもってその脅威を感じる状況になっています。

2015年に国連において日本を含む全加盟国によって採択された2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールであるSDGs「持続可能な開発目標」と、同じく同年に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」は、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

このSDGsでは、「我々は、地球を破壊から守ることを決意する」「我々は、地球を救う機会を持つ最後の世代になるかもしれない」と明言しています。

飯田市では、1997年に、地球環境の保全に関する施策を講じ環境の保全に関する国際協力の推進に努めることを定めた「飯田市環境基本条例」を施行し、2007年には、「環境文化都市宣言」を行い、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓いました。2009年には、国から「環境モデル都市」に選定され、以来温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げた取り組みを全国に先駆けて行ってきました。

そして、私たちは、今改めて、直面している地球温暖化という課題に正面から向き合い、地球を守り、次の世代に引き継いでいくことを決意し、私たちの暮らしの持続性を確かなものとし、私たちの飯田市と我が国における社会経済活動の持続性、人類の生存の持続性をめざして、地球温暖化対策を「環境文化都市」実現における重要な取組として位置付けて進めていかなければなりません。

以上の背景と趣旨をもとに、2050年までに飯田市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、それを実現するための市民生活、事業活動、行政施策などを、市民、事業者、行政などが協働して地域ぐるみで力強く進めていくことを誓い合い、ここに、「ゼロカーボンシティ宣言」を行います。

令和3年3月 日

飯田市議会議長

飯田商工会議所会頭

飯田市長

(市民)

(事業者)

(行政)

・猛暑日の日数が増加傾向である(1898年観測開始からの猛暑日日数TOP10)※アンダーラインは直近10年(2018:22日・1942:16日・2013:13日・2001:13日・1994:12日・2019:11日・2020:11日・1923:10日・1932:10日・2010:9日・1995:9日)  
 ・年間平均気温が上昇している(1898年観測開始からの年間平均気温TOP10) ※アンダーラインは直近10年(2018:13.8℃・2016:13.8℃・1998:13.8℃・2004:13.7℃・2020:13.7℃・2019:13.6℃・1990:13.5℃・2015:13.4℃・2010:13.4℃・1994:13.4℃)  
 ・2017年観測史上初めて熱帯夜(最低気温25℃以上)を4日観測。  
 ・2020(令和2)7月に月間総雨量が観測史上1位を記録。

●持続可能な開発のための2030アジェンダより抜粋  
 ・我々は、地球が現在および将来の世代の需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する。  
 ・我々は、貧困を終わらせることに成功する最初の世代になりえる。同様に、地球を救う機会を持つ最後の世代になるかもしれない。

●飯田市環境基本条例より抜粋  
 (地球環境の保全)  
 第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を講じなければならない。  
 (国際環境協力)  
 第25条 市は、国際機関及び関係団体等と連携し、環境の保全に関する情報の提供、技術の供与等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。  
 ●環境文化都市宣言より抜粋  
 自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさを増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。  
 私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動によって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。



## 飯田市駐車場整備事業経営戦略策定について

危機管理室

### 1 策定の目的

飯田市営駐車場整備事業経営が将来にわたって安定的に事業を継続していくために中長期的な経営の基本計画を策定するもの。

### 2 策定の背景

地方公共団体が経営する駐車場整備事業などの公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としているが、施設の老朽に伴う費用の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等、経営環境は厳しさを増しており、全国的に傾向を見ると他会計からの繰入金に依存した経営となっており、採算性が高いとはいえない状況にある。

総務省は、事業廃止、民営化・民間譲渡、民間活用等といった「抜本的な改革」の検討が必要であるとし、各公営企業において、長期的な需要の見通し、施設等の更新の計画、料金改定など、事業の持続性に関する的確な見通しを踏まえた中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請している。

今回、経営戦略策定にあたり、各市町村の駐車場整備事業について調査したところ、多くの市町村で指定管理制度を導入していることが分かった。今後、経営の健全化に取り組むうえで、指定管理制度の導入を含めた、民間のノウハウの利活用について検討を進める必要がある。

### 3 現状について

#### (1) 経営状況

令和元年度まで、飯田市では駐車場事業特別会計のみで運用しており、他会計からの繰入金は無い。

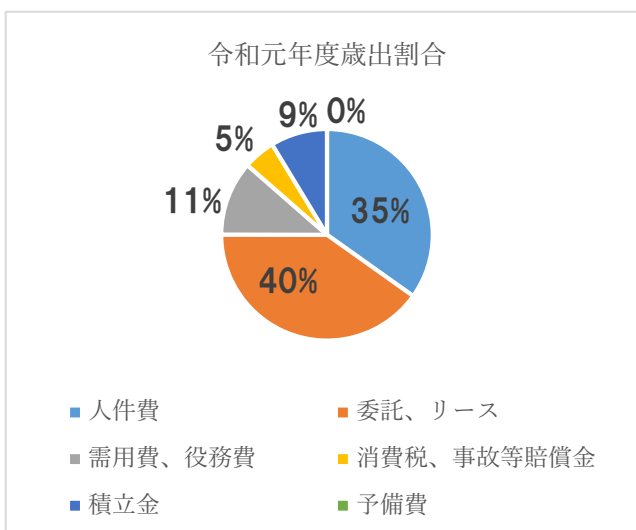
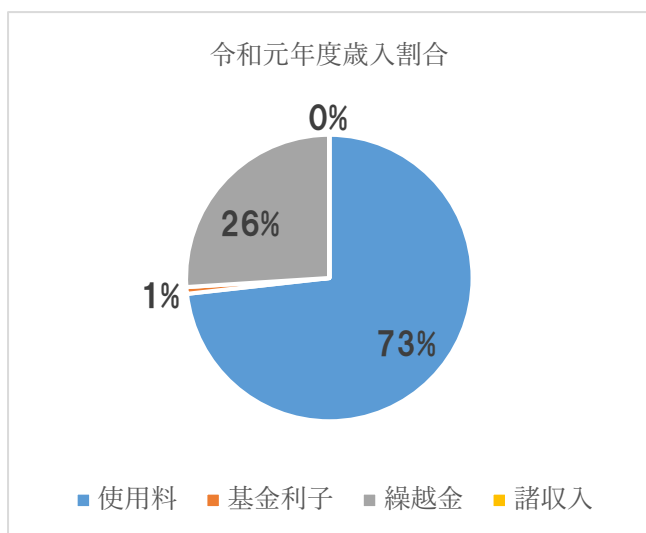
(単位：円)

年度	歳入	歳入（使用料）	歳出	歳入歳出差引残額
令和元年度	86,342,293	63,234,260	65,151,566	21,220,727
平成30年度	87,383,922	67,261,180	64,935,106	22,448,816
平成29年度	82,721,677	65,514,566	63,115,458	19,606,219
平成28年度	83,042,275	67,364,734	66,125,463	16,916,812
平成27年度	81,970,633	68,406,671	66,676,328	15,294,305

※ 新規積立金 500万+基金利子積立金

652,917円 (R1) 511,623円 (H30) 288,139円 (H29) 380,936円 (H28) 196,577円 (H27)

※ 駐車場基金積立金（令和元年度） 204,471千円



## (2) 利用状況

住民の自家用車保有率は高く、実態調査からも中心市街地に立地する公共施設への来庁者や来館者及び商業施設等への来訪者の駐車場として利用されているケースが多い。中心市街地でのイベント参加者や観光のために来訪している旅行者からも利用されている。目的地に近いため利便性が良く、1時間無料という料金設定から、短時間の利用が多い。

## 4 経営戦略に反映させる課題

- ① コインパーキング等競合する民間駐車場が増加。
- ② 商業施設の撤退などで中心市街地の様相が変化。
- ③ 使用料の減収
  - ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛、イベント中止による料金収入の大幅な減少となった。令和3年度もコロナ前の収入に戻ることは見込めず、収入状況に応じて職員の削減等予算を見直す必要がある。
- ④ 施設老朽化に伴う費用
  - ・毎年、施設全体で200万円程度の修繕費を計上し日常的な修繕の対応を行っている。
  - ・令和3年度には約1400万円をかけ本町駐車場塗装工事、令和4年度から6年度に合計約600万円で本町駐車場のLED化工事を予定している。
- ⑤ 経営形態・料金体系の検討
  - ・指定管理者制度の導入を含め現状の市直営の経営形態の検討を行う。
  - ・駐車場事業の目的である「中心市街地の活性化・交通の円滑化」のため料金形態を令和3年度以降に見直しを計画しており、これに伴い経営戦略の見直しも行う予定。

## 飯田市駐車場整備事業経営戦略(案)

団 体 名 : 飯田市

事 業 名 : 駐車場事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

\* 複数の駐車場を有する事業にあつては、駐車場ごとの状況が分かるよう記載すること。

## (1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用企業	事 業 開 始 年 度	① 昭和51年5月1日 ② 平成5年7月1日 ③ 平成4年10月1日 ④ 平成13年7月26日 ⑤ 平成18年10月1日
職 員 数	2人(兼務)	施 設 名	① 飯田市営中央駐車場 ② 飯田市営飯田駅駐車場 ③ 飯田市営飯田駅西駐車場 ④ 飯田市営本町駐車場 ⑤ 飯田市営扇町駐車場
種 類	① 都市計画駐車場 ② 届出駐車場 ③ その他 ④ 都市計画駐車場 ⑤ その他	構 造	① 地下式 ② 広場式 ③ 広場式 ④ 立体式 ⑤ 広場式
立 地	① 公共施設 ② 駅 ③ 駅 ④ 公共施設 ⑤ 公共施設	建設後(建替後)の経過年数	① 44年 ② 27年 ③ 27年 ④ 18年 ⑤ 13年
駐 車 場 使 用 面 積	① 2,921㎡ ② 1,763㎡ ③ 2,541㎡ ④ 3,377㎡ ⑤ 2,179㎡	収 容 台 数	① 100台 ② 72台 ③ 84台 ④ 82台 ⑤ 54台
営 業 時 間	0時~24時	一 時 間 当 た り の 料 金	① 200円(最初の1時間無料) ② 200円(最初の1時間無料) ③ 月極7,000円(1月当り1台) ④ 200円(最初の1時間無料) ⑤ 200円(最初の1時間無料)・月極7,000円(1月当り1台)
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29 ① 135.4 ② 131.7 ③ 125.4 ④ 73.0 ⑤ 134.5	H30 ① 139.6 ② 133.0 ③ 131.4 ④ 75.6 ⑤ 126.3	R1 ① 122.7 ② 128.3 ③ 111.5 ④ 77.9 ⑤ 129.9

稼働率* ※過去3年度分を記載	H29	① 288.0 ② 343.1 ③ 63.1 ④ 514.6 ⑤ 285.2	H30	① 289.0 ② 376.4 ③ 84.5 ④ 500.0 ⑤ 285.2	R1	① 288.0 ② 373.6 ③ 61.9 ④ 484.1 ⑤ 290.7
	民間活用の状況	ア 民間委託	なし	イ 指定管理者制度	なし	ウ PPP・PFI

\*  $\left( \frac{\text{一日平均駐車台数} \times \text{一台当たり平均駐車時間}}{\text{収容台数} \times \text{営業時間}} \times 100 \right)$

(2) 料金形態 \* 施設ごとに複数の料金形態がある場合には、それぞれの内容を分けて記載すること。

営業時間 駐車場	0時～24時
① 飯田市営中央駐車場 ② 飯田市営飯田駅駐車場 ④ 飯田市営本町駐車場 ⑤ 飯田市営扇町駐車場	・ 1時間当たり 200円 ※駐車開始から1時間以内の駐車料金は無料
③ 飯田市営飯田駅西駐車場 ⑤ 飯田市営扇町駐車場	・ 1月当たり1台 7,000円 ※法人が10台以上使用する場合は1月当たり1台5,600円

(3) 駐車場実態調査による現状把握・分析

住民の自家用車保有率が高く、日常生活の中で月に数回、中心市街地に立地する商業施設等への来訪のために利用されているケースが多い。また、中心市街地でのイベント参加者や観光のために来訪している旅行者からも利用されている。目的地に近いため利便性が良く、1時間無料という料金設定から、短時間の利用が多い。

## 2. 経営の基本方針

1 中心市街地の活性化の支援  
中心市街地に立地する公共施設への来庁者や来館者及び商業施設等への来訪者の駐車場として利用しやすい駐車場を目指します。

2 中心市街地の交通の円滑化の支援  
中心市街地の駐車難を解消することにより、安全な歩行者空間を確保し、中心市街地の回遊性を高め、歩いて暮らせるまちを目指します。

3 利用者に安心安全な駐車場  
老朽化した施設の点検・修繕を行い、利用者が安心して利用できる安全な駐車場を目指します。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

\* 複数の駐車場を有する事業にあつては、駐車場ごとの内訳も作成すること。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

\* 複数の駐車場を有する事業にあつては、駐車場ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

・ 管理委託業者と連携を取り、今後の修繕箇所や設備投資について検討を行う。  
・ 令和3年度に約1400万円をかけ本町駐車場塗装工事、令和4年度から6年度に合計約600万円をかけ本町駐車場のLED化工事を予定。

② 収支計画のうち財源についての説明

・ コインパーキング等競合する民間駐車場が増えている。  
・ 商業施設の撤退などで中心市街地の様相が変化している。  
・ 料金収入を確保するため、駐車場利用の周知やPRに取り組む必要がある。  
・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛、イベント中止による料金収入の大幅な減少となった。令和3年度もコロナ前の収入に戻ることは見込めず、人件費を削減する等、管理経費を抑制し、経営を維持する必要がある。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛、イベント中止により、料金収入が減少しており、令和3年度以降もコロナ前の料金収入を見込むことが難しいため、管理経費を抑制し、効率的な経営をすることにより、経常利益を確保していく必要がある。</li> <li>施設全体で毎年200万円程度の修繕費を計上し、日常的な修繕の対応を行っている。</li> </ul>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\*1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

\*2 複数の駐車場を有する事業にあつては、駐車場ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設ごとの経過年数を考慮し、機器等の更新や修繕箇所を精査して、各駐車場ごと計画的な投資を行います。</li> <li>施設の建替等大規模な投資が必要になり、投資の平準化を図ることができない場合は、事業の持続性等を十分に検討します。</li> </ul>
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営で駐車場事業を行う意義が薄れた場合や収益性の観点から事業の持続可能性が低くなった場合には、施設の統廃合や民間譲渡等を検討します。</li> </ul>
防災・安全対策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>飯田市営中央駐車場は耐震診断を行い、耐震化工事を実施済みです。</li> <li>利用者が安心して利用できるように、設備の定期的な更新及び修繕を行います。</li> </ul>
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者等への委託を含めた、民間のノウハウの利活用について検討を進めていきます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>飯田市中心市街地活性化基本計画や飯田市土地利用基本方針と連携した駐車場運営を進めていく中で、今後の投資の必要性を検討していきます。</li> </ul>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金形態に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣の民間駐車場等について、利用料金の調査を定期的に行うとともに、過去の利用実績等をもとに総合的に判断して、経営の基本方針に沿う料金形態の改定を令和3年度以降に計画していきます。</li> </ul>
稼働率に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>集金業務委託業者からの報告書で稼働率を毎月確認します。</li> <li>把握した稼働率から、効率的なPR等を行い、稼働率の向上につなげていきます。</li> </ul>
繰入金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、他会計からの繰入金はなく、経営の基本方針に沿う料金形態の改定を令和3年度以降に計画しつつ、今後も経営の健全化に取り組んでいきます。</li> </ul>
資産の有効活用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の持続可能性が低くなった場合には、公共性を十分に考慮した上で他の用途での活用も視野にいれ、資産をより活用できるように検討を進めていきます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>飯田市中心市街地活性化基本計画や飯田市土地利用基本方針と連携した駐車場運営を進めていきます。</li> </ul>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者等への委託を含めた、民間のノウハウの利活用について検討を進めていきます。</li> </ul>
職員給与費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員給与費については、経営の健全化のため職員数を1名削減いたします。</li> </ul>
委託費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託費については、増加を抑えるように、現在の水準を維持していきます。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町駐車場は立体駐車場のため、管理経費により赤字の状態であることから指定管理者等への委託を含めた、民間のノウハウの利活用について検討を進めていきます。</li> </ul>
-----	--

#### 4. 公営企業として実施する必要性など

\* 複数の駐車場を有する事業にあつては、駐車場ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	<p>① 飯田市営中央駐車場          中心市街地の中心部に立地しており、商業施設の利用者及び飯田市公民館の来館者の利用が多い駐車場です。駐車場の地上部分は中央公園であり、他の用途への転用が難しく、中心市街地の集客力を高める機能を有しているため、今後も駐車場として利用していく必要性が高い駐車場です。</p> <p>② 飯田市営飯田駅駐車場          飯田駅に隣接しており、駅前商業施設の利用者及び電車や高速バスの利用者の利用が多い駐車場です。公共交通の起点に位置しているため、今後も駐車場として利用していく必要性が高い駐車場です。</p> <p>③ 飯田市営飯田駅西駐車場          飯田駅に隣接している月極駐車場です。中心市街地の商業施設等の従業員のための駐車場としての利用が多く、中心市街地の混雑緩和のため、今後も駐車場として利用していく必要性が高い駐車場です。</p> <p>④ 飯田市営本町駐車場          中心市街地の中心部に立地しており、商業施設の利用者及び飯田市役所りんご庁舎の来庁者の利用が多い駐車場です。中心市街地の集客力を高める機能を有しているため、今後も駐車場として利用していく必要性が高い駐車場です。</p> <p>⑤ 飯田市営扇町駐車場          飯田市役所本庁、飯田動物園に隣接しており、来庁者及び観光での利用が多い駐車場です。扇町公園の一部であり、他の用途への転用が難しく、フリッジパーキングとしての機能も有するため、今後も駐車場として利用していく必要性が高い駐車場です。</p>
公営企業として実施する必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の駐車場について市民ニーズが大きいため、中心市街地の活性化を図る観点から、計画的に駐車場を整備する必要がある。</li> <li>・中心市街地の交通の円滑化と安全な歩行者空間の確保を通じて、歩いて暮らせるまちを実現するため、計画的に駐車場を整備する必要がある。</li> </ul>

#### 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田市駐車場整備事業経営戦略は、令和3年度以降の料金形態改定の計画を含め令和3年度に見直す予定です。</li> <li>・消費税増税や、施設の建替が必要になる等大きな変化が生じた場合には、都度見直しを行います。</li> </ul>
---------------------	--



投資・財政計画  
(収支計画・中央駐車場)

(単位:千円、%)

Main financial plan table with columns for fiscal years (H27 to R12) and rows for income (収益的収入), expenses (収益的支出), and capital (資本的収入/支出). Includes sub-totals and ratios like '赤字比率' and '収益的収支比率'.

Summary table for '他会計繰入金' (Other Accounting Carry-in) with columns for fiscal years (H27 to R12) and rows for '収益的収支分' and '資本的収支分'.



投資・財政計画  
(収支計画・本町駐車場)

(単位:千円、%)

年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	17,138	16,377	16,160	15,953	15,324	9,732	10,979	15,324	15,324	15,324	15,324	15,324	15,324	15,324	15,324	15,324
	(1) 営 業 収 益 (B)	17,089	16,285	16,090	15,834	15,168	9,481	10,851	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168
	ア 料 金 収 入	17,089	16,285	16,090	15,834	15,168	9,481	10,851	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)																
	ウ そ の 他																
	(2) 営 業 外 収 益 (D)	49	92	70	119	156	251	128	156	156	156	156	156	156	156	156	156
	ア 他 会 計 繰 入 金																
	イ そ の 他	49	92	70	119	156	251	128	156	156	156	156	156	156	156	156	156
	2 総 費 用 (E)	24,169	23,331	22,135	21,102	20,864	21,093	17,554	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468
	(1) 営 業 費 用 (D)	24,169	23,331	22,135	21,102	20,864	21,093	17,554	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468	17,468
ア 職 員 給 与 費	5,112	5,079	5,235	5,026	5,124	4,855	1,677	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728		
イ ち 退 職 手 当	401	391	407	393	404	365	131	135	135	135	135	135	135	135			
イ そ の 他	19,057	18,252	16,900	16,076	15,740	16,238	15,877	15,740	15,740	15,740	15,740	15,740	15,740	15,740			
(2) 営 業 外 費 用 (E)																	
ア 支 払 利 息																	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																	
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(E)	(F)	△ 7,031	△ 6,954	△ 5,975	△ 5,149	△ 5,540	△ 11,361	△ 6,575	△ 2,144	△ 2,144	△ 2,144	△ 2,144	△ 2,144	△ 2,144	△ 2,144	△ 2,144	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)							14,000									
	(1) 地 債 債 償																
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債																
	(2) 他 会 計 補 助 金																
	(3) 他 会 計 借 入 金																
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金																
	(6) 工 事 負 担 金																
	(7) そ の 他							14,000									
	2 資 本 的 支 出 (G)							14,000	2,000	2,000	2,000	2,000					
(1) 建 設 改 良 費							14,000	2,000	2,000	2,000							
イ ち 職 員 給 与 費																	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)																	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G)	(I)							△ 2,000	△ 2,000	△ 2,000							
収 支 再 差 引 (E)+(I)	(J)	△ 7,031	△ 6,954	△ 5,975	△ 5,149	△ 5,540	△ 11,361	△ 6,575	△ 4,144	△ 4,144	△ 4,144	△ 2,144	△ 2,144	△ 2,144	△ 2,144	△ 2,144	
積 立 金 (K)		1,238	1,291	925	1,287	1,347	251	132	477	3,099	4,052	4,529	4,290	4,529	4,529		
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)		3,311	3,670	4,133	4,577	5,351	4,932	230	484	4,004	4,902	4,846	4,791	4,974	4,918		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)	(N)	△ 4,958	△ 4,575	△ 2,767	△ 1,859	△ 1,536	△ 6,680	△ 6,477	△ 4,137	△ 3,239	△ 3,294	△ 1,827	△ 1,643	△ 1,699	△ 1,755		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源 (O)																	
実 質 収 支 黒 字 (P)																	
(N)-(O) 赤 字 (Q)		4,958	4,575	2,767	1,859	1,536	6,680	6,477	4,137	3,239	3,294	1,827	1,643	1,699	1,755		
赤 字 比 率 ( $\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100$ )		29	28	17	12	10	70	60	27	21	22	12	11	11	12		
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{A}{(D)+(H)} \times 100$ )		71	70	73	76	73	46	63	88	88	88	88	88	88	88		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)																	
営業収益一受託工事収益 (B)-(C) (S)		17,089	16,285	16,090	15,834	15,168	9,481	10,851	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168		
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)																	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)																	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)																	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)		17,089	16,285	16,090	15,834	15,168	9,481	10,851	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168	15,168			
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)																	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																	
地 方 債 償 残 高 (X)																	

(単位:千円)

年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収支分	うち基準内繰入金																
	うち基準外繰入金																
資本的収支分	うち基準内繰入金																
	うち基準外繰入金																
合 計																	

投資・財政計画  
(収支計画・飯田駅駐車場)

(単位:千円、%)

年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)											
収益的収入	1 総 収 益 (A)	11,473	11,059	10,977	11,160	9,564	5,725	5,600	9,564	9,564	9,564	9,564	9,564	9,564	9,564	9,564	9,564	
	(1) 営 業 収 益 (B)	11,441	10,997	10,928	11,076	9,467	5,577	5,535	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	
	ア 料 金 収 入 (C)	11,441	10,997	10,928	11,076	9,467	5,577	5,535	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	
	イ 受 託 工 事 収 益 (D)																	
	ウ そ の 他																	
	(2) 営 業 外 収 益 (E)	32	62	49	84	97	148	65	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
	ア 他 会 計 繰 入 金																	
	イ そ の 他	32	62	49	84	97	148	65	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
	2 総 費 用 (D)	8,281	8,392	8,335	8,391	7,903	7,710	5,601	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783
	(1) 営 業 費 用 (D)	8,281	8,392	8,335	8,391	7,903	7,710	5,601	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783
ア 職 員 給 与 費	3,423	3,430	3,556	3,516	3,198	2,856	855	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	
イ ち 退 職 手 当	268	263	276	276	252	214	67	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	
イ そ の 他	4,858	4,962	4,779	4,875	4,705	4,854	4,746	4,705	4,705	4,705	4,705	4,705	4,705	4,705	4,705	4,705	4,705	
(2) 営 業 外 費 用 (E)																		
ア 支 払 利 息																		
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																		
イ そ の 他																		
3 収 支 差 引 (A)-(D)	3,192	2,667	2,642	2,769	1,661	△ 1,985	△ 1	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	
1 資 本 的 収 入 (E)																		
(1) 地 方 債 債 償 還 金																		
イ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金																		
(2) 他 会 計 補 助 金																		
(3) 他 会 計 借 入 金																		
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																		
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金																		
(6) 工 事 負 担 金																		
(7) そ の 他																		
2 資 本 的 支 出 (G)							42											
(1) 建 設 改 良 費							42											
イ ち 職 員 給 与 費																		
(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)																		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																		
(5) そ の 他																		
3 収 支 差 引 (F)-(G)							△ 42											
収 支 再 差 引 (E)+(I)	3,192	2,667	2,642	2,769	1,661	△ 2,027	△ 1	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	
積 立 金 (K)	829	872	629	900	841	148	68	297	1,934	2,529	2,826	2,826	2,826	2,826	2,826	2,826	2,826	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	2,217	2,478	2,807	3,202	3,339	2,901	117	302	2,499	3,059	3,025	2,990	3,104	3,069	3,035	3,000		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																		
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)	4,580	4,273	4,820	5,071	4,159	726	48	3,786	4,346	4,311	3,980	4,093	4,059	4,024	3,990	4,103		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (N)																		
実 質 収 支 黒 字 (P)	4,580	4,273	4,820	5,071	4,159	726	48	3,786	4,346	4,311	3,980	4,093	4,059	4,024	3,990	4,103		
(N)-(O)																		
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )																		
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	139	132	132	133	121	74	100	165	165	165	165	165	165	165	165	165	165	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)																		
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	11,441	10,997	10,928	11,076	9,467	5,577	5,535	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)																		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)																		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)																		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 の 規 模 (V)	11,441	10,997	10,928	11,076	9,467	5,577	5,535	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)																		
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																		
地 方 債 債 償 還 高 (X)																		

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収支分	うち基準内繰入金																
	うち基準外繰入金																
資本的収支分	うち基準内繰入金																
	うち基準外繰入金																
合 計																	

投資・財政計画  
(収支計画・飯田駅西駐車場)

(単位:千円、%)

年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	5,882	5,567	4,489	6,026	4,409	4,474	4,406	4,409	4,409	4,409	4,409	4,409	4,409	4,409	4,409	4,409
	(1) 営 業 収 益 (B)	5,862	5,532	4,468	5,976	4,361	4,351	4,351	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361
	ア 料 金 収 入 (C)	5,862	5,532	4,468	5,976	4,361	4,351	4,351	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361
	イ 受 託 工 事 収 益 (D)																
	ウ そ の 他																
	(2) 営 業 外 収 益 (E)	20	35	21	50	48	123	55	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	ア 他 会 計 繰 入 金 (F)																
	イ そ の 他	20	35	21	50	48	123	55	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	2 総 費 用 (D)	4,537	4,280	3,579	4,587	3,956	4,841	3,118	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910
	(1) 営 業 費 用 (D)	4,537	4,280	3,579	4,587	3,956	4,841	3,118	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910
ア 職 員 給 与 費 (D)	1,892	1,850	1,539	2,042	1,578	2,388	720	532	532	532	532	532	532	532	532	532	
イ ち 退 職 手 当	148	142	120	160	124	179	56	41	41	41	41	41	41	41	41	41	
イ そ の 他	2,645	2,430	2,040	2,545	2,378	2,453	2,398	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	
(2) 営 業 外 費 用 (E)																	
ア 支 払 利 息																	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																	
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(D)	1,345	1,287	910	1,439	453	△ 367	1,288	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	
1 資 本 的 収 入 (E)																	
(1) 地 方 債 債 償 還 金 (H)																	
イ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金																	
(2) 他 会 計 補 助 金 (I)																	
(3) 他 会 計 借 入 金 (J)																	
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (K)																	
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金 (L)																	
(6) 工 事 費 担 助 金 (M)																	
(7) そ の 他 (N)																	
2 資 本 的 支 出 (G)		929															
(1) 建 設 改 良 費 (O)		929															
イ ち 職 員 給 与 費																	
(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)																	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (I)																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (J)																	
(5) そ の 他 (K)																	
3 収 支 差 引 (F)-(G)		△ 929															
収 支 再 差 引 (E)+(I)	1,345	358	910	1,439	453	△ 367	1,288	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499	
積 立 金 (J)	458	470	272	523	415	123	57	147	954	1,248	1,394	1,321	1,394	1,394	1,394	1,321	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	1,225	1,337	1,215	1,860	1,648	2426	99	149	1,233	1,509	1,492	1,475	1,531	1,515	1,497	1,480	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,112	1,225	1,853	2,776	1,686	1,936	1,330	1,501	1,778	1,760	1,597	1,653	1,636	1,620	1,602	1,658	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)																	
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,112	1,225	1,853	2,776	1,686	1,936	1,330	1,501	1,778	1,760	1,597	1,653	1,636	1,620	1,602	1,658	
(N)-(O) 赤 字 (Q)																	
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )																	
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	130	130	125	131	111	92	141	152	152	152	152	152	152	152	152	152	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)																	
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	5,862	5,532	4,468	5,976	4,361	4,351	4,351	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)																	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	5,862	5,532	4,468	5,976	4,361	4,351	4,351	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	4,361	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)																	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																	
地 方 債 債 残 高 (X)																	

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収支分	うち基準内繰入金																
	うち基準外繰入金																
資本的収支分	うち基準内繰入金																
	うち基準外繰入金																
合 計																	

投資・財政計画  
(収支計画・扇町駐車場)

(単位:千円、%)

年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	7,524	7,470	6,789	6,969	6,904	4,798	8,242	6,904	6,904	6,904	6,904	6,904	6,904	6,904	6,904	6,904
	(1) 営 業 収 益 (B)	7,500	7,427	6,758	6,912	6,827	4,672	8,145	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827
	ア 料 金 収 入 (C)	7,500	7,427	6,758	6,912	6,827	4,672	8,145	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827
	イ 受 託 工 事 収 益 (D)																
	ウ そ の 他																
	(2) 営 業 外 収 益 (E)	24	43	31	57	77	126	97	77	77	77	77	77	77	77	77	77
	ア 他 会 計 繰 入 金																
	イ そ の 他	24	43	31	57	77	126	97	77	77	77	77	77	77	77	77	77
	2 総 費 用 (D)	5,822	5,252	5,046	5,516	5,572	5,777	4,535	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022
	(1) 営 業 費 用 (D)	5,822	5,252	5,046	5,516	5,572	5,777	4,535	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022
ア 職 員 給 与 費	2,275	2,347	2,225	2,226	2,339	2,442	1,274	789	789	789	789	789	789	789	789	789	
イ ち 退 職 手 当	178	180	173	175	185	183	99	62	62	62	62	62	62	62	62		
イ そ の 他	3,547	2,905	2,821	3,290	3,233	3,335	3,261	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233		
(2) 営 業 外 費 用 (E)																	
ア 支 払 利 息																	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																	
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(D)	1,702	2,218	1,743	1,453	1,332	△ 979	3,707	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	
1 資 本 的 収 入 (E)																	
(1) 地 方 債 償 還 金																	
イ ち 資 本 費 平 準 化 債																	
(2) 他 会 計 補 助 金																	
(3) 他 会 計 借 入 金																	
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																	
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金																	
(6) 工 事 負 担 金																	
(7) そ の 他																	
2 資 本 的 支 出 (G)		164			93												
(1) 建 設 改 良 費		164			93												
イ ち 職 員 給 与 費																	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)																	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G)		△ 164			△ 93												
収 支 再 差 引 (E)+(I)	1,702	2,054	1,743	1,453	1,239	△ 979	3,707	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	
積 立 金 (K)	551	597	393	570	615	126	100	218	1,414	1,849	2,067	1,958	2,067	2,067	2,067	1,958	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	1,474	1,696	1,756	2,028	2,442	2,481	175	221	1,827	2,237	2,212	2,186	2,270	2,244	2,219	2,194	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)	2,625	3,153	3,106	2,911	3,066	1,376	3,782	2,885	3,295	3,270	3,027	3,110	3,085	3,059	3,034	3,118	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (N)																	
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,625	3,153	3,106	2,911	3,066	1,376	3,782	2,885	3,295	3,270	3,027	3,110	3,085	3,059	3,034	3,118	
(N)-(O)																	
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )																	
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	129	142	135	126	124	83	182	172	172	172	172	172	172	172	172	172	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)																	
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	7,500	7,427	6,758	6,912	6,827	4,672	8,145	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)																	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	7,500	7,427	6,758	6,912	6,827	4,672	8,145	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827	6,827		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)																	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																	
地 方 債 残 高 (X)																	

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収支分	うち基準内繰入金																
	うち基準外繰入金																
資本的収支分	うち基準内繰入金																
	うち基準外繰入金																
合 計																	